

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和4年度)

作成日 2022/10/27

最終更新日 2022/10/27

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	更新あり	2022/10/27
国立大学法人名		旭川医科大学
法人の長の氏名	更新あり	西川 祐司
問い合わせ先		総務課総務係 (TEL : 0166-68-2115、E-mail : sho-shomu@asahikawa-med.ac.jp)
URL		https://www.asahikawa-med.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	<p>【確認の方法】 令和4年9月16日開催の令和4年第6回経営協議会において、全原則への適合状況の資料を事前配付したうえで、当日は令和4年度の公表へ向けたスケジュールを報告するとともに、適否を判断する理由等を説明し、その後、意見交換を行いました。</p> <p>【経営協議会からの意見】 ●補充原則3-1-1① 経営協議会の学外委員の選任に当たって、例えば学外委員に弁護士1名は選考するとした場合、弁護士会に依頼し、適任者を1名推薦してもらうという方法もある。</p> <p>【意見への対応】 次期学外委員の選考の際に、参考とさせていただきます。</p>
監事による確認	更新あり	<p>【確認の方法】 監事が陪席する令和4年第9回役員会及び令和4年第6回経営協議会において全原則への適合状況の資料を用いて説明を行い、その後、監事に文書による意見照会を行いました。 その後、監事等の意見を踏まえて報告書の公表案を作成し、監事が陪席する令和4年第10回役員会において公表案の審議を行いました。</p> <p>【監事からの意見】 ●基本原則1 本学は学外の有識者に財務理事を委嘱しているが、法人経営に必要な人材の育成のためには、学内に財務担当副学長等を配置すべきと考える。</p> <p>【意見への対応】 今後、検討していきます。</p>

<p>監事による確認</p>	<p>更新あり</p>	<p>【監事からの意見】</p> <p>●補充原則 1 - 3 ③及び補充原則 1 - 3 ⑥</p> <p>本学は総合的な人事方針をいまだ策定していないが、大学運営の重要な項目であり、遅くとも今年度中には策定し公表すべきと考える。</p> <p>【意見への対応】</p> <p>令和 4 年度中に策定し、公表する予定としています。</p>
		<p>【監事からの意見】</p> <p>●原則 3 - 3 - 5</p> <p>本学の適合状況の説明として「本法人は、現在、大学総括理事を置いていない」では、適合状況の説明になっていないのではないかと考える。大学に大学総括理事を置く権限は、学長選考・監察会議が有している。まずは学長選考・監察会議において、本法人が最も経営力を発揮できる体制の在り方として、大学総括理事を設置すべきかどうかの検討が必要と考える。</p> <p>【意見への対応】</p> <p>大学総括理事は、国立大学法人が複数の大学を設置する場合その他管理運営体制の強化を図る特別の事情がある場合に設置できるとされており、1 法人 1 大学の単科大学である本学は、学長が法人の長と大学の長を兼ねる現体制が最も経営力を発揮できる体制であるため、大学総括理事を置くことを必要としていませんが、今後、学長選考・監察会議においても検討していきます。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則を（下記に説明する原則を除き）すべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等	更新あり	<p>【補充原則 1 - 3 ③】 女性職員が活躍できる雇用環境の整備を目的とした「女性の職業生活における活躍の推進に関する行動計画」を策定し、管理職に占める女性割合と年次有給休暇取得率の目標値を示しているほか、職員の仕事と子育ての両立支援及び全職員が働きやすい環境をつくることを目的とした「次世代育成支援のための行動計画」、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律等に即した適切な対応を図るための「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を策定していますが、「総合的な人事方針」については策定していないため、令和4年度中に策定する予定としています。</p> <p>【補充原則 1 - 3 ⑥】 人事方針については、女性職員が活躍できる雇用環境の整備を目的とした「女性の職業生活における活躍の推進に関する行動計画」のほか、職員の仕事と子育ての両立支援及び全職員が働きやすい環境をつくることを目的とした「次世代育成支援のための行動計画」、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律等に即した適切な対応を図るための「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を策定し、ホームページで公表していますが、「総合的な人事方針」については策定していないため、令和4年度中に策定する予定としています。</p> <p>【補充原則 1 - 4 ②】 法人経営を担い得る人材を計画的に育成するための方針については、現時点において明文化・公表していないため、令和4年度中に方針を明文化し、実施状況をフォローアップしていく予定としています。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則1-1 ビジョン、目標及び戦略を 実現するための道筋	更新あり	<p>本学は、地域医療を担う人材育成という大学設置の原点を踏まえ、更なる教育・研究・医療等の発展、意欲ある医療人の育成、社会貢献等を果たすため、第4期中期目標の基本的な目標を以下のとおり策定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな人間性と基礎的能力を育む教育を通じ、研究力、実践的能力を持ち、国際的感覚を備えた意欲的な医療人を育成する。 ・リサーチマインドを涵養し、独創的で質の高い研究を推進する。 ・ステークホルダーとの共創により、地域社会の活性化を図る。 ・地域医療の充実と先端的な医療の推進を図り、多職種協働による安全でレベルの高い医療を提供する。 ・大学ガバナンス体制の点検・見直しを進め、安定した財務基盤を構築する。 <p>また、中期目標を達成するために中期計画を策定し、実現するための手段や方策を具体的に記載（評価指標）し、半年毎の自己点検評価を行うこととしています。</p> <p>なお、各計画の策定に当たっては、学外有識者を含む経営協議会委員や卒業時の学生アンケートの実施など、本学におけるステークホルダーの意見を踏まえながら社会からの要請の把握に努めています。</p> <p>また、ホームページにおいて、各中期目標期間の目標、計画を公表するとともに、業務の実績に関する報告書及び評価結果についても公表しています。</p> <p><u>中期目標・中期計画、年度計画、評価結果</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=public+k_hyoka</p>
補充原則1-2④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等	更新あり	<p>中期目標・中期計画の進捗状況については、点検評価室においてモニタリングを行うとともに、その結果については、業務の実績に関する報告書及び評価結果の公表を通じて学内外に公表しています。</p> <p><u>中期目標・中期計画、年度計画、評価結果</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=public+k_hyoka</p>
補充原則1-3⑥(1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制	更新あり	<p>経営及び教学運営に係る権限と責任の体制については、理事及び副学長における職務分担を定め、ホームページで公表しています。</p> <p>また、経営及び教学運営に係る事案については、大学運営会議、役員会、教育研究評議会、経営協議会等、大学の運営の根幹にかかわる会議体において、適正な審議を経て決定しており、各会議の規程等に定められたとおりの権限が機能しています。</p> <p>なお、役員会、教育研究評議会、経営協議会の議事要旨については、ホームページで公表しています。</p> <p><u>旭川医科大学歴代学長・役職員等</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=guide+outline#03</p> <p><u>旭川医科大学規程集（組織及び運営）</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_taikei/r_taikei_01.html</p> <p><u>組織に関する情報（会議報告）</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=public+k_sosiki</p>

<p>補充原則 1 - 3⑥ (2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p>	<p>更新あり</p>	<p>人事方針については、女性職員が活躍できる雇用環境の整備を目的とした「女性の職業生活における活躍の推進に関する行動計画」のほか、職員の仕事と子育ての両立支援及び全職員が働きやすい環境をつくることを目的とした「次世代育成支援のための行動計画」、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律等に即した適切な対応を図るための「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を策定し、ホームページで公表していますが、「総合的な人事方針」については策定していないため、令和4年度中に策定する予定としています。</p> <p><u>旭川医科大学行動計画等</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=public+k_sosiki</p>
<p>補充原則 1 - 3⑥ (3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>	<p>更新あり</p>	<p>中期計画において、外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標、経費の抑制に関する目標、資産の運用管理の改善に関する目標を掲げ、中期計画期間中の収支計画・資金計画を定めています。</p> <p><u>中期目標・中期計画及び年度計画</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=public+k_hyoka</p>
<p>補充原則 1 - 3⑥ (4) 及び補充原則 4 - 1③ 教育研究の費用及び成果等 (法人の活動状況や資金の使用状況等)</p>	<p>更新あり</p>	<p>教育研究の費用及び成果等について、財務諸表は、本学の運営状況及び財政状態を適切に反映したものでありますが、大学経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報について分かりやすく公表するため、財務報告書を作成して公表しています。</p> <p>研究活動の成果については、研究者総覧において公表しているほか、適正な産学官連携活動の促進と倫理の遵守に取り組み、社会に対するこれらの透明性をより一層高めるために国立大学附属病院長会議が策定した「企業等からの資金提供状況の公表に関するガイドライン」に従い、旭川医科大学病院における企業等からの資金提供状況を毎年ホームページで公表しています。</p> <p>旭川医科大学基金については、毎年度活動報告書を作成し、ステークホルダーへの情報提供をしています。</p> <p><u>財務報告書</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/public/zaimu/zaimuhokoku2021.pdf</p> <p><u>研究者総覧</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=public+ken_soran</p> <p><u>企業等からの資金提供状況</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/index_h.php?f=hospital+guide+funding_h</p> <p><u>旭川医科大学基金</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=guide+funds</p>

<p>補充原則 1 - 4 ② 法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針</p>	<p>更新あり</p>	<p>法人経営を担い得る人材を計画的に育成するための方針については、現時点において明文化・公表していませんが、法人経営を担い得る人材を計画的に育成するための方針については次のとおりであり、この方針に基づき次代の経営人材の育成を図っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学長又は病院長が、若手の教員を各部門のセンター長や室長、副病院長や病院長補佐等に登用し、権限を与えて経験を積ませる。 ・学長は、その中から将来の経営の中核になる人材を見極め、理事、副学長、学長補佐、学科長、専攻長に任命し、法人経営に加わせるとともに、「大学運営会議」を毎週開催して情報共有及び連携を図る。 ・国立大学協会等が実施する経営人材を育成するための研修会等にも、適任者を副学長等から選出し積極的に参加させて、法人経営の感覚を身に付けさせる。 <p>なお、令和4年度中に法人経営を担い得る人材を計画的に育成するための方針を明文化し、実施状況をフォローアップしていく予定としています。</p>
<p>原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等</p>	<p>更新あり</p>	<p>学長のリーダーシップによる、迅速・的確な意思決定を可能とするため、理事、副学長及び学長補佐を置くとともに、本学の経営、運営の改善等を計画的、継続的に推進するため、学長特別補佐や学長アドバイザーを置くことができる制度を設けています。</p> <p>理事及び副学長については、それぞれに役割や担当する業務を明確に設定するとともに、それぞれの分野に求められる知識、経験、能力等に基づき、適材適所に配置し、学長補佐については、学長の指示に基づき、学長の企画・立案等を補佐することができる人材を選任・配置しています。</p> <p>また、理事や副学長等の責任・権限等はそれぞれの規程において規定しており、学長が定める担当職務とともにホームページで公表しています。</p> <p><u>旭川医科大学規程集</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_taikei/taikei_default.html</p> <p><u>旭川医科大学歴代学長・役職員等</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=guide+outline#03</p>
<p>原則 2 - 2 - 1 役員会の議事録</p>	<p>更新あり</p>	<p>「国立大学法人旭川医科大学役員会規程」第2条において、役員会は次に掲げる事項を審議すると定めています。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 中期目標についての意見に関する事項 (2) 法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項 (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 (4) 学科、専攻その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項 (5) その他役員会が定める重要事項 <p>役員会は、8月を除き毎月開催するとともに、迅速な意思決定が必要な場合は臨時開催しています。</p> <p>また、議事要旨については、ホームページで公表しています。</p> <p><u>会議報告</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=public+k_sosiki_yakuin</p>

<p>原則 2 - 3 - 2 外部の経験を有する人材を 求める観点及び登用の状況</p>	<p>更新あり</p>	<p>本学では、女性職員が活躍できる雇用環境の整備を目的とした「女性の職業生活における活躍の推進に関する行動計画」を策定しており、管理職に占める女性割合については13.0%、年次有給休暇取得率については58.1%と、各目標値を達成し、ダイバーシティを確保しています。行動計画及び「女性の活躍に関する状況」はホームページで公表しています。</p> <p>また、「国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則」第9条第2項で定めるとおり、理事に学外者（本学の役員又は職員でない者）が含まれるよう、現在、4名の理事のうち3名を学外から登用し、各分野に求められる知識、経験、能力等に基づいて任命することで経営層の厚みを確保しているとともに、学長が定める担当職務とともにホームページで公表しています。</p> <p><u>女性の職業生活における活躍の推進に関する行動計画</u> https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/public/04so/fdo0304-0803.pdf</p> <p><u>女性の活躍に関する状況</u> https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/public/04so/fsta0404.pdf</p> <p><u>旭川医科大学歴代学長・役職員等</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=guide+outline#03</p>
<p>補充原則 3 - 1 - 1 ① 経営協議会の外部委員に係 る選考方針及び外部委員が 役割を果たすための運営方 法の工夫</p>	<p>更新あり</p>	<p>本学の業務の成果を最大化できる経営を実現するために、社会の多様なステークホルダーから幅広い意見を聴き、その知見を積極的に法人経営に生かすための会議体として、経営協議会を設置しており、経営協議会がその役割を十分に果たせるよう、以下のとおり運営方法を工夫しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本学経営協議会規程第2条に定める審議事項に加え、可能な限り懇談事項を設定し、学外委員から幅広い知見に基づく意見を求めるとともに、学外委員に対し十分な現状理解を得られるよう努める。 ・資料を事前に委員に送付するなど、会議当日の十分な審議時間を確保し、審議を効率的に活性化させるための工夫を行う。 ・学外委員の多様な意見を生かすため、監事のほか副学長が会議に陪席し、情報共有を行う。 <p>また、経営協議会の学外委員の選考方針を定め、ホームページで公表しています。</p> <p><u>国立大学法人旭川医科大学経営協議会学外委員の選考方針</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/shomu/keiei/R4hoshin.pdf</p>

<p>補充原則 3-3-1① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由</p>	<p>更新あり</p>	<p>令和3年度に行われた学長の選考に当たっては、学長選考会議において以下のとおり選考基準を定めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人格が高潔で学識に優れた人 ・職員、学生、その他のステークホルダーの意見を的確に把握した上で、公平かつ公正な視点に立ってリーダーシップを発揮し、本学のガバナンスを立て直す意欲を持った人 ・本学の教育理念及び目標を踏まえた上で、教職員の創意を引き出し、教育・研究活動を適切かつ効果的に運営することができる人 ・医科大学として提供する医療の充実化及び高度化を目指すとともに、優秀で誠実な医療人を育成し、本学の地域貢献及び国際貢献を推進することができる人 ・大学運営の責任者として、経営の透明性を高め、本学に期待される社会的役割を着実に果たすことができる人 <p>また、意向投票については参考に留め、所信表明及びヒアリングの内容をもとに、選考基準を踏まえ、厳正に選考を行いました。</p> <p>なお、選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由については、決定次第、その都度ホームページ及び学内掲示板で公表しています。</p> <p><u>国立大学法人旭川医科大学学長選考規程</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000421.html</p>
<p>補充原則 3-3-1③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無</p>	<p>更新あり</p>	<p>学長の任期は、平成21年に再任の制限を撤廃していましたが、結果として独善的で恣意的な大学運営を招いたため、令和3年に学長選考会議で審議のうえ「学長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、再任された場合の任期は2年とし、引き続き6年を超えて在任することはできない。」と規程を改正し、ホームページで公表しています。</p> <p><u>国立大学法人旭川医科大学学長選考規程</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000421.html</p>
<p>原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き</p>	<p>更新あり</p>	<p>旭川医科大学学長解任規程により、学長の解任手続きに関し必要な事項を定めています。</p> <p>また、学長の業務執行状況の確認については、2年毎及び学長選考会議が必要と認める場合は随時行い、職務の遂行が適当であるかを判断しています。</p> <p><u>国立大学法人旭川医科大学学長解任規程</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000422.html</p> <p><u>国立大学法人旭川医科大学学長の業務執行状況の確認に関する細則</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000710.html</p>
<p>補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果</p>	<p>更新あり</p>	<p>学長選考・監察会議は、学長の任期途中における業務執行状況の中間評価を就任の日から2年毎に、所信表明に関する資料、国立大学法人評価委員会による評価結果、事業年度に係る業務の実績に関する報告書及び監事による監査関係書類等の書面審査のほか、必要に応じて学長との面談により実施し、その結果についてホームページで公表することとしています。</p> <p><u>旭川医科大学学長の業務執行状況の確認結果</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=guide+gakuchosenko</p> <p><u>国立大学法人旭川医科大学学長の業務執行状況の確認に関する細則</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000710.html</p>

<p>原則 3-3-4 学長選考・監察会議の委員 の選任方法・選任理由</p>	<p>更新あり</p>	<p>●経営協議会委員（学長選考・監察会議規程第3条第1項第1号委員） 経営協議会において、学長選考・監察会議規程第3条第1項第1号の規定に基づき、審議のうえ、経営協議会規程第3条第1項第4号の構成員である学外委員5人を学長選考・監察会議委員として選任しています。 なお、経営協議会の学外委員の選任にあたっては、候補者に対する意見を教育研究評議会から聴取し、実質的な選考を行っているほか、選考方針を定めています。</p> <p>●教育研究評議会評議員（学長選考・監察会議規程第3条第1項第2号委員） 教育研究評議会において、学長選考・監察会議規程第3条第1項第2号の規定に基づき、審議のうえ、教育研究評議会規程第3条第1項第2号から第5号までの委員（理事、副学長、図書館長、基礎医学、臨床医学、看護学科、一般教育の各教員会議が選出する当該教員会議の教授）の中から、5名を学長選考・監察会議として選出しています。 委員の選出にあたり、まず、理事を対象に加えるかどうかを審議し、審議の結果、理事4名を対象を含めて投票により選出することとなったことから、無記名投票により投票（学長選考・監察会議委員としてふさわしいと思う者に「○」を付す方法）を実施し、立会人のもと開票し、順位が1名から5位の者を選出しています。なお、学長候補者となり委員を辞退する場合や、事故等により欠員が生じた場合は、次点者から順次繰り上げて委員とすることとしています。</p>
<p>原則 3-3-5 大学総括理事を置く場合、 その検討結果に至った理由</p>	<p>更新あり</p>	<p>本法人は、現在、大学総括理事を置いていません。</p>
<p>基本原則 4 及び原則 4-2 内部統制の仕組み、運用体制 及び見直しの状況</p>	<p>更新あり</p>	<p>令和3年に前学長の解任請求があり、学長選考会議において解任審査が行われたという一連の事案により学内外に混乱を招いたことを踏まえ、以下のとおり運営体制を見直しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大学運営会議を中核とした双方向的な意思決定」「大学運営に関する諸組織との緊密な連携」を掲げ、学科長を大学運営会議及び教育研究評議会の構成員に加えるなど、学内関係組織と議論による意思決定を行う体制とした。 ・従来の学長からのトップダウンによる一方通行の意思決定を防ぎ、執行部内や学内関係組織と意思疎通を図るための体制を整備するため、学長政策推進室を廃止した。 ・大学としての重要な決定を行う場合は、講座等責任者によるパブリックコメントを実施するなど、学内及び学外のステークホルダーの意見を可能な限り聞いたうえで、学長としての公平で明確な判断を行う体制を構築した。 ・監事による重要会議への陪席や定期的な学長との懇談、学長裁量経費の透明化等により、学長による独善的で恣意的な大学運営が行われない体制とした。 ・学外へ適切な情報提供を行うため、令和4年度から新たに広報担当の副学長を配置し、事務職員と協働で広報体制の充実整備を図っている。 <p>これらの取り組みにより本学のガバナンスを立て直し、公正な大学運営を図ることで地域社会等への本学の信頼回復に務めるとともに、自由なディスカッションが可能な雰囲気醸成し、教職員、学生、同窓生を含む全てのステークホルダーの意見を大学運営に反映できる体制にしています。</p> <p>また、コンプライアンスについては、「旭川医科大学コンプライアンス規則」を定め、コンプライアンスの保持及び推進のための体制を構築するとともに、内部統制システムを整備し、自己点検や内部監査等の制度の充実を図っています。</p> <p>公益通報については、学内の窓口のほか、令和4年1月には外部窓口も設置しました。また、規程改正により通報者の氏名等の秘匿性を確保するなど、より通報者が通報しやすい体制にしています。</p> <p><u>国立大学法人旭川医科大学コンプライアンス規則</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000702.html</p>

<p>原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫</p>	<p>更新あり</p>	<p>本学ホームページ「広報・情報公開」において、独立行政法人等情報公開法第 2 2 条に規定する情報として「組織に関する情報」「中期目標・中期計画」「財務情報」「調達・契約について」、学校教育法施行規則第 1 7 2 条の 2 に規定する情報として「教育に関する情報」、経営状況について財務諸表をわかりやすく説明した「財務報告書」を、ひとつのページからアクセスできるようにまとめて公開しています。</p> <p>社会貢献活動については、高度専門職業人の育成や地域の生涯学習ニーズに応えるため、公開講座・派遣講座について、開催状況、申込案内及び Q & A 等を公表しています。</p> <p><u>広報・情報公開</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=public+koukai</p> <p><u>公開講座・派遣講座</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=cooperation+public_dispatch</p>
<p>補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況</p>	<p>更新あり</p>	<p>本学ホームページにおける公表にあたって、適切な対象についての取り組みとしては、訪問者メニューとして「受験生」「地域・一般」「企業・研究者」「在学生・卒業生」を区分しています。また、学生、保護者に対しては、学内における学生を対象とした行事や活動について掲載した広報誌「かぐらおか」を年 4 回程度発行し、ホームページに掲載するほか、保護者へ発送するなどしています。</p> <p>また、ホームページの管理については、「旭川医科大学ホームページの管理及び運用に関する要項」に基づき、広報企画委員会が管理・運用しています。</p> <p><u>広報誌・刊行物</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=public+index#03</p> <p><u>旭川医科大学ホームページの管理及び運用に関する要項</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000704.html</p>
<p>補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報</p>	<p>更新あり</p>	<p>学生が身につけることができる能力として、医学科については、3つのポリシーに基づいて「医学科 2 0 2 2 カリキュラムにおけるコンピテンシー」を作成し、ホームページへの掲載やシラバスに掲載するなどして公開しています。また、看護学科については、「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」及び「看護学士課程教育におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標」を指針として作成しており、その旨は「学生生活のしおり」で学生に周知しています。</p> <p>また、2年に1度、学部学生に対し「学生の学習・生活実態調査」を実施し、その結果についてホームページを通して社会に公表しています。</p> <p>学生の進路状況については、広報誌「かぐらおか」に概要を掲載し、ホームページに掲載するほか、保護者へ発送するなどしています。</p> <p><u>医学科2022カリキュラムにおけるコンピテンシー</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/public/gakusei/2022i_competency.pdf</p> <p><u>学生の学習・生活実態調査</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=campus+finishing</p> <p><u>広報誌・刊行物</u> URL: https://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=public+index#03</p>

<p>法人のガバナンスにかかる 法令等に基づく公表事項</p>	<p> ■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 https://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=guide+outline https://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=public+koukai ■学校教育法施行規則第172条の2に規定する情報 https://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=public+k_kyoiku ■教育職員免許法施行規則第22条の6に規定する情報 https://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=public+k_kyoiku ■公文書等の管理に関する法律第13条第2項に規定する情報 https://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=public+joho_kojin ■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 https://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=guide+byoincho ■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 https://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=public+k_sonota </p>
-------------------------------------	--